

藤原議員のご質問にお答えいたします。

最初に、政治姿勢に関するご質問にお答えします。

まず、報道機関への対応についてのお尋ねですが、

テレビで放送されたニュースは、報道機関からの要請に基づき、予算案を含めた平成 30 年度の区政運営に対する取材に応じたものです。

これは、重点施策として公表している内容を基本に、町会や地域との対話を通じ、情報発信してきた範囲で、取材対応した内容が放送されたものと認識しておりますが、一部内容が議会の審査にかかわるもののご指摘もあり、これを受けとめ、今後は、意を用いながら区の魅力や様々な情報の発信に努めてまいります。

次に、自治体としての判断についてのお尋ねですが、

自治体と国は、各々の立場から住民の生命と財産を守る役割を担っているものと認識しております。

区政運営を担っていく上で、区政に影響を及ぼす国や都の政策等の動向を常に注視し、様々な行政課題に適切に対処していくことは申すまでもありません。

一方、区民にとって最適な施策を展開することは、区政の重要な役割と認識しております。そのため、子育て支援施策や高齢者施策など各分野における喫緊の課題に対し、区の自主的判断により、迅速かつ的確に対応しているところです。

今後、本区に適した施策をきめ細やかに展開し、「みんなが主役のまち『文の京』」の実現に、引き続き努めてまいります。

なお、木材利用促進方針については、「地球温暖化対策地域推進計画」の中で、区の率先行動として、区施設への環境に配慮した資材等の活用により、地球温暖化対策に努めることとしており、保育園や図書館などの改修工事、学校の改築や快適化工事等において、国産木材を利用してまいりました。

今後も、公共施設の整備に当たっては、木材の利用を積極的に進めてまいります。

次に、まちづくりと行政のかかわり等に関するご質問にお答えします。

まず、基本的な考え方についてのお尋ねですが、

まちづくりは、「基本構想」や「都市マスタープラン」などの計画等に基づき、審議会やパブリックコメント等を通じて、区民の意見を伺いながら、各種事業を実施するという考え方で進めております。

次に、春日・後楽園駅前地区市街地再開発を踏まえた今後の再開発事業についてのお尋ねですが、

これまでと同様に、事業の計画段階から、周辺住民の方々に十分な説明を行い、事業

が円滑に進むよう、事業主体に対し、適時適切に指導してまいります。

次に、神田川流域浸水予想区域図の改定についてのお尋ねですが、

都が、法改正を受け、想定し得る最大規模の降雨による浸水予想区域図を公表したことに伴い、本区では、区民が水害時に迅速に対応できるように、水害ハザードマップを改定するとともに、新たに浸水継続時間や家屋倒壊区域等を想定したマップを作成いたします。

また、発災時の連絡体制や避難行動等の課題について検討の上、「水害・土砂災害対策実施要領」を改訂し、区の災害対応力の向上に努めてまいります。

なお、春日・後樂園駅前地区市街地再開発事業においては、浸水対策として防潮板等の設置を計画していると聞いております。

次に、再開発地内の区道の活用についてのお尋ねですが、

コミュニティバスBーぐるの課題等分析では、乗り継ぎによる複数ルートの特節やバスターミナルの設置について検討を行っておりますが、用地の確保、乗り換えや所要時間等における利便性の低下など、様々な課題が挙げられております。

再開発地内の区道については、現行路線の進入経路や安全性等に課題があることから、バスターミナル等としての活用は考えておりません。

次に、再開発事業に伴う学校や保育施設等と住民にかかわる問題についてのお尋ねですが、

事業者及び関係部署間で密に連携し、想定される新しい街の変化に対し、迅速な対応に努めてまいります。

次に、元町公園及び旧元町小学校の保全・有効活用に関するご質問にお答えします。

まず、事業者公募の考え方等についてのお尋ねですが、

区は、これまで、有識者会議における提言や、近隣町会長との意見交換、区民説明会などを通じて、広くご意見を伺ってまいりました。今回、こうした経緯等を踏まえ、区としての整備方針案を策定したものです。

整備方針案では、元町公園を保全するとともに、コの字型の建物構成や特徴的なデザイン意匠といった歴史性を継承していくほか、避難所機能の拡充、地域住民の方の交流スペースや投票所機能の確保、西側擁壁の全面改修等、基本的な考え方をお示ししております。

今後、区が整備方針を策定し、公募の準備を進めてまいります。地域住民の方にも参画していただきながら、事業者選定を行ってまいります。

次に、ユニバーサルデザインへの対応についてのお尋ねですが、

整備方針案では、全ての人々が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方に基づいた計画としております。

次に、住宅宿泊事業に関するご質問にお答えします。

まず、住宅宿泊事業法の適用を受けない違法民泊の対応策についてのお尋ねですが、

旅館業法の改正により、無許可営業者等に対する措置として、都知事等による報告の徴収や立入検査等の権限が規定され、罰金の上限も引き上げられます。

ゴミや騒音等のトラブルが発生した場合には、区に情報提供をいただくよう、区報等で周知し、引き続き、警察署や消防署等との連携を図りながら、生活環境への悪影響の防止に取り組んでまいります。

次に、法の施行と区の対応全般についてのお尋ねですが、

本区は、全面積の約6割が住居系の地域であり、良好な住環境を形成しておりますが、準工業地域においても、住宅地としての土地利用が進んでおります。

また、豊かな歴史・文化的資源や良好な教育環境に恵まれた「文教のまち」という区民の思いは、強いものと認識しております。

こうしたことから、本区の「住宅宿泊事業の運営に関する条例」では、区民の生活環境の悪化防止や学校運営等への影響を考慮し、住居専用地域だけでなく、住居地域、準工業地域及び文教地区も規制の区域とし、平日の事業実施を制限することとしたものです。

法の施行後、住宅宿泊事業の実施に伴って生じる様々な事例に応じて、警察署や消防署等と連携し、適切に対応してまいります。

次に、外国語表示についてのお尋ねですが、

住宅宿泊事業法において、宿泊者に対し、ごみの処理等、周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項について、外国語を用いて説明することを、住宅宿泊事業者に義務付けております。

区としても、住宅宿泊事業届出住宅等で活用できる外国人宿泊者向けの多言語文例集を、区ホームページに掲載する予定です。

なお、旅館業法の適用対象となる施設については、営業の申請の段階から、多言語対応するよう助言をしております。

次に、避難施設の整備等についてのご質問にお答えします。

「地域防災計画」では、平成 24 年度に、都が作成した被害想定に基づき、避難所生活者を最大 4 万 213 人と想定しております。

区では、区立小・中学校等の避難所の収容可能数を3万9,683人と算定しておりますが、そのほか指定避難所以外の区有施設や協定に基づき民間施設を二次的な避難所として開設してまいります。

そのため、避難施設の整備計画を策定する考えはありませんが、災害の状況に応じた適切な被災者支援に努めてまいります。

なお、集合住宅における避難計画は、管理組合等により自主的に策定されるものですが、区も、その重要性については認識しており、今後の研究課題と捉えております。

次に、無電柱化に関するご質問にお答えします。

まず、無電柱化推進計画についてのお尋ねですが、

無電柱化の重要な目的の一つが「都市防災機能の強化」であることから、「無電柱化推進計画」の策定に当たっては、緊急輸

送道路や避難所へのアクセス道を、重点的に無電柱化を推進する道路として検討してまいります。

次に、誠之小学校改築に伴う無電柱化施策についてのお尋ねですが、

現在、歩道のない誠之小学校の前面道路を、無電柱化する計画はございません。

今後、「無電柱化推進計画」策定の際には、学校等公共施設の敷地を活用した地上機器の設置の可能性について、研究してまいります。

次に、空家の利活用についてのご質問にお答えします。

区では、地域の安全性を高める空家等対策事業を実施しているほか、継続して使用できる空家については、所有者の意向を踏まえた上で、地域課題に取り組むNPO等

へ物件情報を提供するなど、空家の利活用を進めております。

また、相談窓口は既に設置しており、各種の相談に応じるとともに、弁護士等の専門家による相談事業を実施しております。

次に、生物多様性地域戦略に関するご質問にお答えします。

まず、方針や方向性についてのお尋ねですが、

「生物多様性地域戦略協議会」において、本区にふさわしい「生物多様性」のあり方を示した戦略や、「生物多様性」を身近なものとしての理解・定着に寄与する戦略等、地域戦略の策定方針が、7つ示されたところです。

こうした方針のもと、生物多様性を学ぶ機会を増やし、理解を進めるとともに、自然や生き物と共存できるまちづくりを進め

ていくことを、計画の方向性として検討してまいります。

次に、区民等との連携についてのお尋ねですが、

環境問題を推進している区民やNPO・団体等と連携して、課題を解決していくことは重要な視点であり、今後の環境施策の推進に必要なものと認識しております。

次に、身近な生物多様性を感じることでできる空間や仕組みの構築についてのお尋ねですが、

生物多様性が、人々の生活において不可欠なものであることや、身近な生活空間で感じることは重要であると考えております。

そのため、住宅の庭やベランダ、施設の外構、街路樹など区民が日常的に接する場所において、生物多様性の保全に配慮した空間や仕組みの構築を促すような地域戦略を検討してまいります。

次に、緑の基本計画との関連についてのお尋ねですが、

「生物多様性地域戦略」と「緑の基本計画」は、関連性の深い施策であり、今後、改定時期を迎える「緑の基本計画」との整合性を図りつつ、相互に補完するものとしてまいります。

次に、都市公園機能の充実についてのご質問にお答えします。

公園の再整備を行う際は、「公園再整備基本計画」に基づき、地域の利用者や保育園などから意見を伺いながら、公園内における緑や施設の整備方法を決定しています。今後も区民ニーズを取り入れた魅力のある都市公園づくりに努めてまいります。

最後に、障害者への配慮に関するご質問にお答えします。

まず、シビックセンターの改修におけるユニバーサルデザインについてのお尋ねですが、

昨年 3 月に「文京シビックセンター改修基本計画」を定め、本年度から平成 39 年度までの 10 年間に、必要な改修項目ごとに現状の課題と対策、スケジュールをお示ししております。

ユニバーサルデザインの充実による来庁者等の利便性向上を図るため、サインの多言語化、区民施設エリアのトイレのバリアフリー化を先行実施し、その後に、執務フロアエリアのトイレのバリアフリー化及びエレベーターの改修を計画しております。

次に、障害のある議員へのサポートや合理的配慮についてのお尋ねですが、

ご要望をいただいている内容については、区議会議員としての活動に密接に関わるも

のであり、区議会において議論されるべき
ものと考えております。